

2015年度の事業報告

1. 2015年度の課題（2015年度事業計画より要約）

全国消団連が法人運営に移行した2013年度は“組織運営の整備と定着”を最重点とし、2014年度は“政策提言力を強める”ことを最重点としました。

2015年度はこれまでの成果を引き継ぎ、政策提言と組織運営に注力しつつ、いくつかのテーマでは“具体的な課題解決”を意識して取り組むこととしました。



<2015年度の重点テーマ>

取り組むべき広範な課題の中で以下のようなテーマを重点として設定し、また、これら以外の課題についても、理事会等で都度判断しながら必要な取り組みを行うこととしました。

(1) 暮らしの視点からの意見を発信していきます

- ・暮らしに係わりの深い分野で進められようとしている「改革」について、幅広い視野から問題を検討し、発信していきます。
- ・また、暮らしからの意見を社会的な施策に反映させていくために、**発信力を強化します**。

(2) 契約や取引に係わる法制度を消費者視点から見直します

- ・民法（債権法）改正や**消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法**など、契約・取引に関する法改正が具体的に動きつつあります。消費者の視点からこれら議論を喚起し、改正運動を準備していきます。

(3) 消費者の権利行使の基盤整備を求めています

- ・消費者が商品・サービスを選択したり、生活のあり方を判断・選択していくためには、必要な正しい情報を入手できることが大前提となります。事業者情報の公開制度、行政情報の公開制度、公益通報者の保護など基盤整備を求めています。（例として、**電力選択の基盤整備、「減塩」選択の環境整備**を記述）

(4) 各地域での課題解決に向けて可能な支援を行います

- ・暮らしに係わる様々なテーマについて、また、2013年末に成立した**集団的消費者被害回復訴訟制度を有効に機能させるために、各地域の会員団体の主体的な動きに対応して、全国消団連の機能を活用して可能な支援を検討**していきます。

(5) 会員団体間や国際的な消費者運動との連携を強めます

- ・日本社会の中に消費者セクターとしての塊りを形成していくことを目指します。
- ・**国際的な消費者運動の情報を収集し、発信**していきます。
- ・理事会への傍聴参加や学習会等の**インターネット配信などによる参加**も進めます。
- ・2016年の全国消団連結成60周年に向けて、これまでの活動（歴史）や意義についてまとめ、ホームページ等でわかりやすく発信していきます。

2. 2015 年度のふりかえり

(1) 政策課題

暮らしに関わる様々なテーマについて理事会で検討し、意見書などの形で発信しました。中でも年度方針で重点としたテーマに関しては、それぞれ関係諸団体と協力して課題解決を試みました。

消契法、特商法の改正に向けて各専門調査会で消費者団体の意見を主張し、答申には一定の前進を盛り込むことができました。一方で、社会的気運を喚起するため関係団体に対して改正運動を呼びかけたものの、残念ながら十分な広がりを作ることができませんでした。今後の更なる消費者法制度の前進には、運動推進態勢の見直しが必要となっています。

その他、電力小売自由化で消費者が十分な情報を得て選択できる基盤整備を求めたり、日本人の食生活で問題とされる「塩分」について地方自治体や食品事業者と一緒に対策を考えるなどの取り組みを行いました。

<2015 年度活動概要>

2015 年度重点テーマ		(1) 暮らしの視点からの意見を発信していきます (2) 契約や取引に係わる法制度を消費者視点から見直します (3) 消費者の権利行使の基盤整備を求めています
活 動	意見書、パブコメの提出	22 本 (前年度 31 本)
	政府審議会等への参画	9 省庁 33 会議 (前年 11 省庁 42 会議)
	学習会の開催	24 回 (前年度 24 回)
	調査活動等	倫理的消費意識調査
	記者会見の開催	3 回開催 (5/26 機能性、7/8 電源表示、11/11 地方移転)
	院内集会の開催	2 回開催 (4/28 エネミックス、1/14 地方移転)
	消費者契約法改正運動	37 団体登録、意見募集チラシ発行、
	ストップ！迷惑勧誘運動	59 団体登録、意見募集チラシ発行、
	自然エネルギーアクション	院内集会、発電源連名意見書、
<p>○機動的に学習会を開催し、意見書・パブコメ等を発出した。理事会内での合意を確かなものとする観点から、意見書の対象案件の選定や決定の基準に関して改めて理事会で検討した。</p> <p>○調査活動としては「倫理的消費」に関する消費者意識調査を実施した。</p> <p>○発信力を強めるため記者会見は 3 回開催。また、院内集会は 2 回開催。</p> <p>○消費者委員会の専門調査会（消費者契約法、特商法）に参加するとともに、関係団体等に向けて改正運動をよびかけた。今答申によって得られた成果を法改正につなげていくことと、積み残しの論点について運動を再構築していくことが今後の課題。</p> <p>○電力システム改革に際しては、消費者の選択が社会を望ましい方向に変えていけるよう、発電源に関する情報提供や契約・取引のルールづくりなどについて働きかけを進めた。</p> <p>○「減塩」を選択するために必要な条件について、先進的に取り組む事業者や自治体と一緒に考える場を持った。(10 月・第 3 回運営会議)</p>		

情勢の特徴

政治、経済、社会の状況が大きく変化する中、消費者運動が取り上げるべき問題も多岐に亘っています。

消費者運動ビジョン（2003年、2011年）では、消費者団体が活動を進めるべき領域を右図のように整理してきました。この枠組みから現在の状況を概観します。



(1) 消費者政策の側面から

- 民法（債権法）改正案**は2015年3月に国会提出されたものの、安保関連法などが優先されたため継続審議扱いとなっている。（2016年1月時点で）国会審議は開始されておらず、今後の見通しも不透明な状況である。
- 消費者契約法、特定商取引法**は、それぞれ消費者委員会からの答申に沿った改正案が2016年通常国会に改正案が提出された。いくつかの重要な論点が見送り・先送りとなったものの、消費者被害の防止・救済という観点から見て前進する改正案であり、先ずもって今回の改正を実現させることが必要である。その上で、先送りされた課題についても、できるだけ早期に検討されることが望まれる。
- 割賦販売法**の改正については、産業構造審議会割賦販売小委員会で審議され2015年7月に同小委の報告が行われた。現在、審議会答申を踏まえた改正作業が進められているが、国会審議日程の事情から今通常国会には上程されず、秋の臨時国会上程の見込みである。アクワイアラー・決済代行業者の登録制と加盟店管理責任の法制化によって、クレジットカード決済のトラブル防止の実効性が確保できるのか、引き続き注視する必要がある。
- 電気通信事業法**が2015年改正され、説明義務の充実、書面の交付義務、初期契約解除制度等が導入された。現在、省令改正、及びガイドラインの改定作業が進んでいるが、法改正の趣旨が実際の契約の場で活かされるよう注視する必要がある。
- 消費者裁判特例法**が2016年10月に施行される。制度を担う特定適格団体の設立など、制度を実効的に活用できる態勢づくりが課題となる。
- 公益通報者保護法**の改正に向けて2015年6月から消費者庁に「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」が設置され準備が進められており、早ければ2016年臨時国会、2017年通常国会に改正案が提出される見通しである。
- 個人情報保護法**が2015年9月に改正され、特定個人情報保護委員会が2016年1月1日に個人情報保護委員会に改組された。2017年の法律の施行に向けて改正法の趣旨や考え方を消費者にどれだけ周知できるかが大きな課題になっている。
- 高齢化、情報化、国際化等の変化に加え、マイナンバー制度や電力小売自由化など大きな制度変更がスタートする。これらに対する**消費者保護策**に万全を期す必要がある。
- 消費者の自立支援**に向けて、消費者教育・啓発と消費者の選択の基盤整備が引き続き求められる。電力の選択にあたって**発電源に関する情報**を比較できるようにすることや、食品の選択にあたって**原料原産地**を考慮することができる仕組みについて検討が行われていく。また、2015年にスタートした**機能性表示食品制度**は、消費者が正し

く理解して活用する観点から問題が多く、見直しが求められる。

- 消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転が検討されている。仮に実現した場合には、消費者関連の立法運動にも大きな影響が出てくる。
- 7月頃に参議院選挙が実施される。(衆参ダブル選挙の可能性もある)。各党の消費者政策について情報収集し、社会に情報提供していくことが求められる。

(2) 国民運動の側面から

- 企業業績が改善する一方で、2014年4月の消費増税以降、GDPの6割を占める個人消費は低迷を続けている。総務省家計調査によると勤労者世帯の収入は僅かに0.1%増えたものの、消費支出は2.1%減らしており、家計は節約志向を強めている。日本銀行は景気刺激策としてマイナス金利政策に踏み込んだ。企業業績も円高・株安によって悪化し始めている。
- 消費税の10%への引き上げが2017年4月に予定されており、個人消費の更なる冷え込みが懸念されている。逆進性緩和策として食料品等への軽減税率が導入されるが、一方で、低所得者への負担軽減策として社会保障の自己負担額に上限を設ける総合合算制度が、軽減税率導入による財源の穴埋めとして見送られることとなった。
- 2015年の安全保障関連法は、憲法学者など国民の多くが反対する中で、内閣による憲法解釈の変更によって強行された。近代法治国家の基本となるべき立憲主義を掘り崩し、この国の民主主義を台無しにしかねない危険な行為と言える。国家権力を民主主義の下につなぎ止めるために市民社会側の注意深い努力が必要な状況である。
- TPP協定がまとまり、各国の批准手続きに入っている。政府はTPP関連政策大綱をまとめ、2015年通常国会での批准を目指している。
- COP21・パリ協定の野心的な合意を受けて、世界的に再エネ推進の機運が高まってきている。日本政府においてもFIT見直しなど再エネ促進策のあり方やエネルギー革新戦略の議論が始まっている。

(3) 国際連帯の側面から

- 国連消費者保護ガイドラインの改定が2015年7月、承認された。電子商取引、金融サービス、公益事業、ビジネス慣行や国際協力に関して新たな指針が追加された他、ガイドラインの実施状況を監視し、支援する政府間専門家グループ(IGE)の設立が約束された。
- 国連持続可能な開発目標(SDG's)として、2015年9月の国連総会において、17目標が採択された。国内においても、この実現に向けて多様な主体による連携・協働の実践が積み重ねていくことが求められている。
- 2010年のISO26000によって、企業を含めたあらゆる組織の社会的責任に関するガイドラインが形成された。国際標準化機構は、さらに調達に関する社会的責任に関してISO20400の策定作業を進めている。順調に進行すれば2017年春頃に国際規格として発行される見通しとなっている。

(4) 組織強化の側面から

- 全国消団連が60周年を迎える。
- 休眠口座活用の議員連盟によって議員立法が準備されている。

活動方針

政治、経済、社会の状況が大きく変化する中、消費者運動が取り上げるべき問題も幅広く、内容も高度になってきています。2015年度は“具体的な課題解決”を意識しながらいくつかのテーマに取り組みましたが、残念ながら消費者団体に寄せられる社会的期待を受け止める態勢は十分ではありません。

全国消団連 60 周年にあたる 2016 年度は“社会的要請に応える態勢づくり”を重点とします。

(1) 改めて消費者行政の位置づけ強化を働きかける。

- 消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転問題によって、改めて消費者行政機関の果たすべき特別な役割が意識されました。3機関の役割・機能に関する社会的・政治的な理解を広げ、その役割・機能が最大限発揮できる行政的環境を整えることを求めていくことが必要です。
- 全国連絡会としては、特に与野党国会議員の消費者問題への理解と関心を深めていくことが必要で、そのカウンターパートとして超党派議員連盟の結成を働きかけていきます。結成後は議員連盟の活動を側面から支援し、消費者立法を促進していきます。
- 夏には参議院選挙も行われることから、各党の消費者政策について情報収集し、働きかけを進めていく必要があります。

(2) 消費者問題への社会的な理解を広げる。

- 長い運動の末 2013 年に成立した消費者裁判特例法がいよいよ今年 10 月から施行されます。特定適格団体がこの制度を存分に活用していくことが望まれますが、財政面で課題を抱える現状から、この活動を支援する仕組みとして「消費者被害防止救済基金」を設立します。
- 薄く広く多様な財源を確保する必要がありますが、特に一般消費者からの支援によって消費者団体の活動が支えられる状況をつくり出すことは金額以上の意義があります。会員団体の協力を得て、一般消費者への「消費者問題」啓発を具体的に開始していきます。
- あわせて、行政や業界団体にも協力を働きかけ、力を合わせて消費者被害救済のための活動を財政的に支援できる態勢を整えます。

(3) 消費者団体間や関連団体との連帯を一層進める

- 消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、各分野の専門的な知見を有する団体の協力を得て全体の主張を組み立て、一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。
- 消費者関連立法の実現を目指す共同行動にリーダーシップを発揮していきます。(消契法改正、特商法改正、割賦販売法改正、公益通報者保護法改正など)
- 国際的な消費者運動との連携を強めます。
- Web システムを活用して地域団体との連携を強めます。